

中国税関の輸入廃棄物管理

---税関総署政策法規司
貿易管制処
武跟平

2008年5月
日本 東京

中国税関

主な内容

- 一. 税関通関管理制度
- 二. 廃棄物輸入管理規定
- 三. 廃棄物の違法輸入に対する処罰
- 四. 現在の固形廃棄物の密輸の特徴と対応措置

中国税関



中国税関

税関の任務と職責

- 『中華人民共和国税関法』では次のように規定されている。
 1. 出入国の際の輸送手段、貨物、荷物、郵便物及びその他物品の監督管理
 2. 関税及びその他税、費用の徴収
 3. 密輸の取締
 4. 税関統計の作成とその他税関業務の実施
- 通関監督管理、税金徴収、加工貿易及び保税監督管理、税関統計、税関検査、密輸取締、港湾管理等職責の具体的な履行

中国税関

税関通関法規執行の基本的根拠

- 出入国の際の輸送手段、貨物、物品は、必ず税関が設立されている地点より出入国しなければならない。国家が認可している陸海空の一類港湾は253箇所、省レベルで認可されている二類港湾は200箇所近くである。
- 税関の監督管理を受ける範囲
 - 輸入貨物の入国より税関手続が終了するまで
 - 輸出貨物の税関申告より出国まで
 - 越境、転送及び通過貨物は入国から出国まで
- 貨物及び輸送手段の合法的な輸出入を監督管理し、不法輸出入、関税不払い等密輸違法活動について検査し処理する。

中国税関

税関通関管理原則

1. 法に基づきありのままに申告
 - 税関に真実、正確、完全に申告する
2. 監督管理を受ける
 - 通関許可までは、貨物の様々な活動は税関の許可を取得し、検査を受ける
3. 通関許可後受取
 - 税関の審査、検査、関税徴収を経た後、関係者は貨物を処理することができる

中国税関

税関通関制度手順

- 税関は輸入貨物に対してコンピュータで全過程を管理しており、
前期管理
中期管理
後期管理
に分けられる。

中国税関

- **前期管理** 輸送手段及びその搭載貨物が実際に出入国する前に、各種審査、登録を行い、管理規定に基づき、コンピュータシステムデータベースのメンテナンスをし、管理条件を設定する。

例：輸入制限廃棄物については、その品名と商品税関コードを、速やかに自動化された税関申告システムデータベースに設定し、更に変化に応じて適時調整すると同時に、リスク分析と対応を行うことができる。

中国税関

- **中期管理** 貨物の出入国の際に、通関の具体的な手続を行う。物流管理、税関申告書の電子データ申告、集中審査、受理審査/関税徴収、検査、通関許可等の作業段階を含む。
例：廃棄物輸入申告、税関検査・通関許可等手続はこの段階で完了。
- **後期管理** 通関が実際に発生した後、通関作業の再確認、監督、評価を行い、更にこれに基づきフォローアップ税関管理業務の指導を行う。

中国税関

税関通関作業手順

1. 申告
2. 審査
3. 申告書受理・審査／関税徴収
4. 検査・通関許可

中国税関

1. 申告

事業者は税関申告データをコンピュータに入力、税関に送信し、電子申告を行う。

EDIユーザは、直接事業者或いはそれ以外の場所で申告することができる。

輸入廃棄物の申告、規定に従い「輸入廃棄物認証書」、「入国貨物通関書」等税関に申告する内容を記入し、税関審査センターに税関申告書電子データを送信しなければならない。

中国税関

2. 審査

税関コンピュータシステムを利用し税関申告データについて審査を行う。

検査・通関許可基準に適合する税関申告データは、コンピュータが自動的に申告事業者に審査終了の通知を送信し、更に現場の大型電子ディスプレイに審査結果を表示する。

申告要件に適合しない税関申告データは、コンピュータが自動的に申告書差し戻しの通知を送信し、更に関連する修正提示が補足される。

専門家による審査が必要な税関申告書は、システムが自動的に専門家の審査場へ振り分け、専門審査を行う。審査終了後、現場税関にて手続を行うよう事業者へ通知する。

中国税関

例：
 輸入廃棄物に対する審査では、コンピュータがデータベースに基づき自動的に「固形廃棄物輸入許可証」、「入国貨物通関書」を提出すべきである旨を提示する。
 性質を確定することができない廃棄物については、更に資料、サンプルを提供し、分析を行い、正確に分類する必要がある。
 法律や規定に違反している疑いのあるものについては、税関はこの段階でリスク対応を行い、検査を指示する。

中国税関

3. 申告書受理・審査/関税徴収

事業者は現場手続情報を受領後、税関申告書をプリントアウトし更に必要な書類を揃え、貨物所在地の税関にて書類審査を行い関税納付手続を行う。

例：
 輸入廃棄物については、提出する添付書類に、必ず「固形廃棄物輸入許可証」、「入国貨物通関書」を含めなければならない。

中国税関

4. 検査・通関許可

税関審査に間違いが無く事業者関税納付の通知がされた後、検査・通関許可手続を行う。
 リスク対応検査指示を受けたもの及び現場分析を経て疑わしいことが確認された輸入廃棄物については、実際に検査を行う。

現在、中国税関の輸入貨物に対する実際の検査の割合は平均で5~10%である。輸入廃棄物に対する検査は一貫して一般貨物に対する検査の割合より高くなっている。

中国税関

注意事項（一）

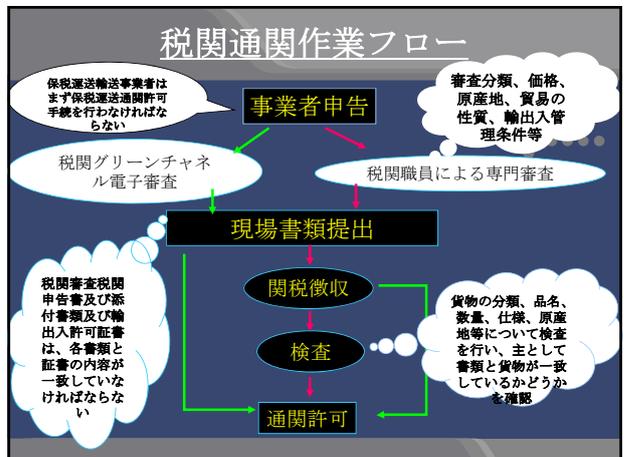
規定に基づき、輸入廃棄物（古紙を除く）に対しては保税運送手続を行わない。必ず入国港湾にて検査検疫と税関検査・通関許可業務を完了させなければならない。

中国税関

注意事項（二）

新品の機械電気製品の輸入証書を用いて税関に中古機械電気製品の輸入申告を行うことを固く禁じる。
 廃棄物輸入許可文書により中古機械電気製品を輸入してはならない。また、中古機械電気製品証明書を用いて廃機械電気製品を輸入することは禁止されている。
 輸入する廃機械電気製品は必ず分解し、リメイク・再製造に用いてはならない。

中国税関



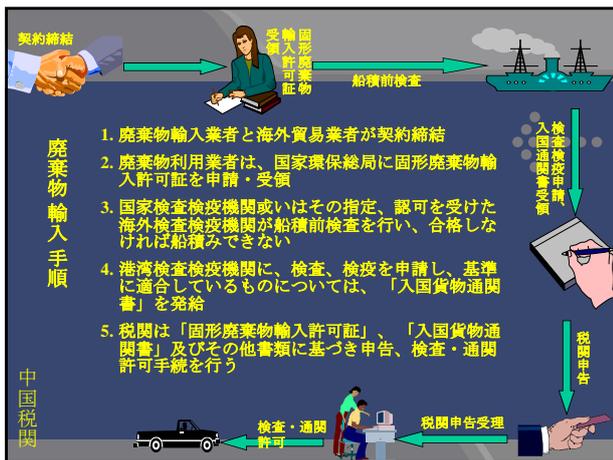
二. 廃棄物輸入管理に対する主要規定

中国税関

政府の廃棄物輸入管理部門

- ・ 国家環境保護部は輸入廃棄物の主管部門である。その職責に基づき、国務院対外貿易主管部門、国務院経済総合マクロ管理部門、税関総署、国務院品質監督検査検疫部門と共同で輸入禁止、輸入制限及び自動輸入許可の固形廃棄物目録を制定、調整及び公布し、更に「固形廃棄物輸入許可証」を発給する。
- ・ 国家質検総局は輸入廃棄物検査検疫業務を統括管理し、更に輸入を許可された廃棄物の船積前検査を実施し、「入国貨物通関書」を発給する。
- ・ 税関は上記部門が発給した証明書に従い廃棄物輸入関税徴収検査・通関許可手続を実施し、廃棄物の不法輸入を取り締まる。

中国税関



廃棄物輸入許可証データネット

『中華人民共和国税関総署、国家環境保護総局のネットデータ交換管理実現協力強化に関する備忘録』（2005年2月6日签署）に基づき、廃棄物輸入許可証電子データネットが2005年10月10日より稼働している。（環境総局、税関総署、質検総局公告 2005年第47号）



中国税関の廃棄物輸入管理に関する主要規定

八十年代、中国は古着、古麻袋、古タイヤの輸入管理について管理規定を公布。
九十年代になり、特に『バーゼル条約』加盟後、国際条約履行のため、相次いで一連の廃棄物輸入管理関連法律法規が公布された。

中国税関

- ・ 『中華人民共和国固形廃棄物汚染環境防止法』（主席令第58号、1995年10月30日公布）
- ・ 国務院弁公庁『海外廃棄物の我が国への移動を断固阻止することに関する緊急通知』（国弁発[1995]54号）
- ・ 国家環境局、対外経貿部、税関総署、国家工商局、国家商検局『廃棄物輸入環境保全管理暫定規定』（環控[1996]204号）、『国家が輸入を制限する原料として利用可能な廃棄物目録』公布
- ・ 国家商検局、税関総署、国家環境局『輸入廃棄物に対する検査実施における問題に関する通知』（国検検聯[1996]115号）
- ・ 『<廃棄物輸入環境保全管理暫定規定に関する補足規定>公布に関する通知』（環控[1996]629号）

中国税関

「WTO加盟」前後に関連法律法規を改訂・整備

- 2004年に『中華人民共和国固形廃棄物汚染環境防止法』を改訂
- 『固形廃棄物判定ガイドライン』（試行）を公布（環保総局、發改委、商務部税関総署、質検総局公告2006年第11号）
- 『輸入禁止貨物目録』（第三、四、五次）、『輸入制限される原料として利用可能な廃棄物目録』（第一、二、三次）、自動的に輸入が許可される原料として利用可能な廃棄物目録一次公布
- 近日中に再度上記目録を公布

中国税関

- 『中華人民共和国固形廃棄物汚染環境防止法』に基づき、輸入廃棄物管理は次の通り分類される

輸入禁止
輸入制限
輸入自由

中国税関

固廃法第二十五条規定



「原料として利用できない或いは無害化の形で利用できない固形廃棄物の輸入を禁止する。原料として利用できる固形廃棄物に対しては輸入制限及び輸入自動許可の分類管理を実施する...」。



中国税関

具体的な管理範囲

- ー 輸入禁止（コード9）
- (1) 都市ゴミ、医療廃棄物、化学工業廃棄物等輸入が禁止されている有害廃棄物
- (2) 加工されていない人髪、スラグ（或いはドロス）及びそれに類似する工業残渣、廃タイヤ及びその切り屑、古着、廃電池破砕品及び廃電池
- (3) 廃機械電気製品（その部品、分解品、破砕品、粉砕品を含む）等「電子ゴミ」等。

中国税関

- ー 輸入制限(コードP) :
- (1) 鉄鋼精錬で発生した熔融スラグ、ドロス、酸化鉄及びその他廃棄物、プラスチックの廃破砕物及び切れ端、ステンレス廃破砕物、廃自動車プレス、鉄鋼回収を主とする金物屑、廃電器、沈殿銅、回収銅を主とする廃モーター等（廃モーター、電線、ケーブル、金物電器を含む）、アルミ回収を主とする廃電線等（廃電線、ケーブル、金物電器を含む）、解撤用船舶及びその他浮動構造物等

中国税関

- (2) さとうきび糖蜜、その他糖蜜、五酸化二バナジウム含有量が10%を超える金属灰及び残渣
- (3) タングステン廃破砕品、マグネシウム破砕品、チタン破砕品、新品未使用の繊維材料製の選別を経た繊維屑等（廃糸、縄、ロープ及びその製品を含む）。新品未使用の繊維材料製のその他繊維屑等（廃糸、縄、ロープ及びその製品を含む）等。

中国税関

- ・ ー 自動輸入許可(コードP)
- ・ 廃骨原料、おがくず、木屑及び切れ端、古紙、廃綿糸、その他廃綿、合成繊維屑、鋳物破砕品、鉄鋼屑、再溶融に供する屑鉄鋼インゴット（廃旋盤、廃機関車等を含む）、銅及びアルミ屑（金物電器、廃電線ケーブル、廃モーターを含まない）、ニッケル屑、亜鉛屑、錫屑、タンタル屑等。

中国税関

- ・ 我が国の『国家が輸入を管理する廃棄物目録』に掲載されていない廃棄物は一律輸入禁止。
- ・ 特に廃テレビ及びブラウン管、廃冷蔵庫（キャビネット）、廃エアコン（キャビネット）、廃電子レンジ、廃コンピュータ、廃コンピュータディスプレイ及びブラウン管、廃コピー機、廃ビデオカメラ、ビデオレコーダー、廃炊飯器、廃ゲーム機、廃有線タイプ電話機（磁気カード、硬貨投入式電話機を除く）等廃電器は輸入禁止。

中国税関

税関の具体的な検査・通関許可方式

- ・ (一) 『輸入を制限する原料として利用可能な廃棄物目録』或いは『自動的に輸入を許可管理する原料として利用可能な廃棄物目録』管理範囲に列記されている廃棄物は、如何なる貿易方式で輸入を申告しても、税関は国家環境保護総局が発給した『輸入を制限される原料として利用可能な固形廃棄物輸入許可証』或いは『自動的に輸入が許可される原料として利用可能な固形廃棄物輸入許可証』及び出入国検査検疫機関が発給した『入国貨物通関書』及びその他関連する書類に従い検査・通関許可手続を行う。

(注：『中華人民共和国自動輸入許可証』の管理範囲内の輸入廃棄物は、これと同時に権限を授与された商務部門証書発給機関が発給した関連許可証に従い検査・通関許可を行う。)

中国税関

- ・ (二) 国家が輸入を許可する廃棄物については必ず船積前検査を実施する。
- ・ (三) 中華人民共和国外の固形廃棄物を国内に持ち込み投棄、保管、処分することを禁止し、原料として利用できない或いは無害化の形で利用できない固形廃棄物の輸入を禁止し、固形廃棄物の中継貿易を禁止する。
- ・ (四) 固形廃棄物輸入許可証を取得していない輸入固形廃棄物を保税区、輸出加工区、保税倉庫等税関監督管理区域や場所に保管してはならない。法律に別途規定がある場合を除き、輸入地の税関は輸入を申告された固形廃棄物の異なる税関エリア間の保税運送業務を受理しない。
- ・ (五) サーマル回収を目的として固形廃棄物を国内に持ち込み利用する場合、国内持ち込み処分固形廃棄物として管理し、国内への持ち込みを禁止する。

中国税関

- ・ (六) 事業者は加工貿易の方式で廃棄物を輸入する場合、国家環境保護総局が発給した輸入廃棄物許可証書を提示し税関にて加工貿易の契約登録届出手続を行わなければならない。
- ・ (七) 輸出加工区と海外の間、輸出加工区と輸出加工区外の国内との間で輸送された固形廃棄物は、規定に従い関係する輸入許可証書を受領し、税関は有効な許可証書に従って検査・通関許可を行う。

中国税関

三. 廃棄物の違法輸入に対する処罰

中国税関

- 我が国は違法者の廃棄物の不法輸入を厳しく撲滅し、環境保全に適合せず、検査検疫基準に適合しない廃棄物を混入させる行為を厳格に取り締まり、正常な輸入経営秩序を整備し規範を作り、輸出入事業者のために良好で便利な輸出入環境を構築する。
- 海外ゴミや原料として利用できない廃棄物を中国国内に持ち込んだ場合、輸入当事者に対し以下法律法規に従い処罰を行う。
- 『中華人民共和国刑法』
- 『中華人民共和国固形廃棄物汚染環境防止法』
- 『中華人民共和国税関法』

中国税関



『中華人民共和国刑法』

第一百五十二条第二項：

税関の監督管理を逃れ海外固形廃棄物、液体廃棄物や気体廃棄物を国内に輸送し、状況が悪質である場合、五年以下の懲役に処し、更に罰金を課す場合もある。状況が特に悪質である場合、五年以上の懲役に処し、更に罰金を課す。

中国税関

『中華人民共和国固形廃棄物汚染環境防止法』

- (一) 中華人民共和国外の固形廃棄物を国内に持ち込み投棄、保管、処分した場合、輸入禁止の固形廃棄物を輸入した場合、或いは許可を得ずに輸入が制限されている固形廃棄物を輸入し原料として利用した場合、税関が責任を持って当該固形廃棄物を返送させ、更に十万元以上百万元以下の罰金を課することができる。犯罪を成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。輸入者が不明の場合、輸送者が当該固形廃棄物を返送する責任を負うか、或いは当該固形廃棄物の処分費用を負担する。

税関監督管理を逃れ中華人民共和国外の固形廃棄物を国内に輸送し、犯罪を成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。

中国税関

- (二) 中華人民共和国を經由して危険廃棄物を越境移動させた場合、税関が責任を持って当該危険廃棄物を返送させ、更に五万元以上五十万元以下の罰金を課することができる。
- (三) 既に不法に輸入された固形廃棄物については、省レベル以上の人民政府環境保全行政主管部門が法に基づき税関に処理に関する意見を提示し、税関は本法第七十八条の規定に基づき処罰を決定しなければならない。既に環境汚染を招いた場合、省レベル以上の人民政府環境保全行政主管部門が責任を持って輸入者に汚染対策を講じさせる。

中国税関

『中華人民共和国税関法』

第八十二条 本法及び関連法律、行政法規に違反し、税関の監督管理を逃れ、納付すべき関税を納付せず、国家の関連する出入国の禁止的或いは制限的な管理を逃れ、下記のいずれかの状況にある場合、密輸行為とする。

- (一) 国家が出入国を禁止或いは制限している貨物、物品、或いは法に基づき関税を納付すべき貨物、物品を輸送、携帯、郵送し出入国させた場合。
- (二) 税関の許可を得ず、更に納付すべき関税を納付せず、関連許可証書の検査を受けず、許可を得ずに保税貨物、特定減免税貨物及びその他税関監督管理貨物、物品、国内に持ち込まれた海外の輸送手段を、国内で販売した場合。

中国税関

- (三) 税関の監督管理を逃れ、密輸のその他行為を行った場合。

前項に列記された行為のいずれかを行い、犯罪を成していない場合、税関が密輸貨物、物品及び違法所得を没収し、更に罰金を課すことができる。専門に或いは複数回にわたり密輸貨物、物品を隠すために用いられ、専門的或いは複数回にわたり密輸に用いられた輸送手段は没収し、貨物、物品密輸専用設備を隠匿した場合、責任を持って取り壊し或いは没収する。

第一項に列記された行為のいずれかが行われ、犯罪を成した場合、法により刑事責任を追及する。

中国税関

四. 現在の固形廃棄物の密輸の特徴と対応措置

中国税関

(一) 廃棄物密輸犯罪事件の状況



(二) 近年の廃棄物密輸の特徴

第一に、密輸廃棄物の供給元と供給先が比較的集中している

第二に、密輸廃棄物の種類は主として工業、電子ゴミである

第三に、海上ルートで密輸し、貨物輸送ルートに関し虚偽の報告を行うことが廃棄物密輸の主たる方式である

中国税関

(三) 対応措置

- 大型検査設備と分析センターを利用し、固形廃棄物に対する判定能力を強化し、検査効率と効果の向上を図る。
- キャパシティビルディングを強化し、定期的に税関職員を対象とする研修を行い、税関職員に固形廃棄物の基本特性について熟練・理解させ、はっきりと判別できるようにし、取締レベルの向上を図る。
- リスク管理手段を活用し、固形廃棄物に対するリスク分析と対策を全面的に強化する。
- 総合的な対策を講じ、専門の撲滅キャンペーンを展開する。

中国税関

終わりに

- 輸入廃棄物管理は税関管理業務の重点である
- 「法に基づいた行政、国のために検査を行い、経済に貢献し、発展を促進する」という税関の業務方針を貫徹する
- 各主管部門と密に協力し、協調と協力を図り、輸入廃棄物の管理業務をきちんと行う

中国税関

